



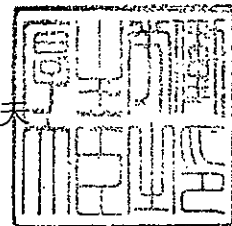
厚生労働省発職0325第3号

平成23年3月25日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 雇用調整助成金制度の改正

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金について、対象被保険者に係る特例（被保険者として継続して雇用された期間が六か月未満の労働者は雇用調整助成金等の休業等の助成対象とならない規定の一時撤廃）を廃止すること。

二 労働移動支援助成金制度の改正

(一) 求職活動等支援助成金について、大企業事業主に対する助成額を四千元に引き下げるものとする。

(二) 再就職支援給付金について、大企業事業主に対する助成措置を廃止するとともに、中小企業事業主に対する助成額の上限額を四十万円に引き上げるものとする。

三 定年引上げ等奨励金制度の改正

(一) 中小企業定年引上げ等奨励金について、希望者全員を対象とする六十五歳まで契約期間の切れない

継続雇用制度を導入した事業主に対するものを廃止し、希望者全員を対象とする六十五歳以上七十歳未満までの継続雇用制度を導入した事業主に対するものを創設すること。

(二) 高年齢者職域拡大等助成金を新たに創設し、希望者全員が六十五歳まで働ける制度又は七十歳まで働ける制度の導入に合わせて、高年齢者の職域の拡大や雇用管理制度の構築を行う事業主に対し、要した費用の三分の一を助成するものとする。

(三) 高年齢者雇用モデル企業助成金を廃止すること。

四 特定求職者雇用開発助成金制度の改正
緊急就職支援者雇用開発助成金を廃止すること。

五 自立就業支援助成金制度の改正
高年齢者等共同就業機会創出助成金を廃止すること。

六 地域雇用開発助成金制度の改正

(一) 地域求職者雇用奨励金（中核人材用）、雇用創造先導的創業等奨励金及び地域貢献活動雇用拡大助成金を廃止すること。

(二) 地域再生中小企業創業助成金について、創業に係る経費の助成限度額を半額に引き下げるとともに、継続して雇用する労働者を二人以上雇い入れる事業主に限り、助成の対象とするものとする。

七 育児・介護雇用安定等助成金制度の改正

(一) 育児・介護雇用安定等助成金のうち、育児休業制度等職業生活と家庭生活との両立を支援する制度を利用しやすい職場環境の整備等に取り組む事業主に対する助成について、廃止すること。

(二) 中小企業子育て支援助成金の助成額について、育児休業取得者が最初に生じた場合は七十万円、二番目から五番目までに生じた場合は五十万円に引き下げるものとする。また、平成二十三年九月三十日までに育児休業を終了した者までを対象とする措置とすること。

(三) 育児・介護雇用安定等助成金を再編して、両立支援助成金及び中小企業両立支援助成金を創設し、両立支援助成金として子育て短期時間勤務支援助成金及び事業所内保育施設設置・運営等支援助成金をそれぞれ(四)及び(五)のとおり支給し、中小企業両立支援助成金として(六)のとおり支給するものとする。なお、育児・介護雇用安定等助成金のうち、子の養育又は介護に係るサービスを利用する際の費用の負担を軽減する事業主に対する助成については、廃止すること。

(四) 子育て期短時間勤務支援助成金として、短時間勤務の制度を設け、当該制度を利用した被保険者が最初に生じた事業主に対して七十万円等を支給するものとする。

(五) 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金として、小学校就学の始期に達するまでの子を養育しつつ就業することを容易にするため、事業所内保育施設を設置又は整備する事業主又は事業主団体に対し、保育施設の設置又は整備等に要した費用の二分の一等を支給するものとする。

(六) 中小企業両立支援助成金として、次のイからハまでに掲げる助成を行うものとする。また、中小企業両立支援助成金の対象事業主に対して、併せて中小企業子育て支援助成金を支給するものとする。

イ 育児休業を取得する被保険者が育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、当該被保険者の業務を処理するために必要な労働者を雇い入れ、育児休業終了後に、当該被保険者を原職等に復帰させた事業主（常時雇用する労働者の数が三百人以下の事業主であつて、一般事業主行動計画の策定等を行っている事業主に限る。ハにおいて同じ）に対し、支給対象労働者一人あたり十五万円を支給する助成

ロ その雇用する被保険者が六箇月以上の育児休業をし、育児休業後に原職等に復帰させ、一年以上継続して雇用した事業主であつて、育児休業制度等職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のため、その雇用する被保険者に対し研修等を実施する事業主（常時雇用する労働者の数が百人以下の事業主であつて、一般事業主行動計画の策定等を行っている事業主に限る。）に対し、育児休業取得者が最初に生じた場合に四十万円、二番目から五番目までに生じた場合に十五万円を支給する助成

ハ 育児休業又は介護休業を取得した労働者の職場復帰を円滑にするための能力の開発及び向上に関する措置を実施した事業主又は事業主団体に対し、措置の内容に応じて支給対象者一人あたり二十一万円を上限として支給する助成

(七) 育児休業取得促進等助成金を廃止すること。

八 人材確保等支援助成金制度の改正

(一) 中小企業基盤人材確保助成金について、生産性向上に伴う雇入れ助成を廃止するとともに、新分野進出等に伴う雇入れ助成については、支給対象分野を、経済社会情勢の中で新たな事業の創出又は事

業の成長発展により雇用機会の増大が見込まれる事業の分野に限って支給するものとする。

(二) 介護基盤人材確保等助成金、介護雇用管理制度等導入奨励金及び介護未経験者確保等助成金を廃止すること。

(三) 介護労働者設備等整備モデル奨励金を介護労働者設備等導入奨励金とするものとする。

(四) 中小企業人材確保推進事業助成金について、支給対象分野を、経済社会情勢の中で新たな事業の創出又は事業の成長発展により雇用機会の増大が見込まれる事業の分野に限って支給するものとする。

(五) 中小企業雇用安定化奨励金を廃止し、新たに均衡待遇・正社員化推進奨励金を支給するものとする。

(六) 派遣労働者雇用安定化特別奨励金について、平成二十八年三月三十一日まで延長するものとする。

九 短時間労働者均衡待遇推進等助成金制度の改正

短時間労働者均衡待遇推進等助成金を均衡待遇・正社員化推進奨励金とし、短時間労働者又は有期契

約労働者について、その能力又は職務の内容等に応じた待遇についての通常の労働者と同一の制度の整備、通常の労働者への転換に関する制度の整備その他の通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図るための措置を実施する事業主に対して支給するものとする。

十 障害者雇用促進助成金制度の改正

- (一) 事業協同組合等雇用促進事業助成金を廃止すること。
- (二) 精神障害者雇用安定奨励金について、公共職業安定所に加えて、新たに職業紹介事業者（精神障害者雇用安定奨励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意している者に限る。）の紹介により雇い入れる事業主についても支給するものとする。
- (三) 職場支援従事者配置助成金を創設し、重度知的障害者又は精神障害者を雇い入れるとともに、当該障害者に対する業務の遂行を通じた雇用管理のために必要な業務の遂行に関する援助及び指導を行う職場支援従事者を配置する事業主に対して、当該障害者の数に三万円（中小企業事業主にあつては四万円）を乗じて得た額を上限として支給するものとする。
- (四) 重度障害者等多数雇用施設設置等助成金を創設し、都道府県労働局に提出する地域における障害者

の雇用の促進に資する取り組み等に関する計画が、他の計画に比して著しく障害者の雇用の促進に資すると認められる事業所であつて、重度障害者等を十人以上雇い入れるとともに、雇い入れた重度障害者等の数と既に雇用している重度障害者の数との合計数が十五人以上であり、かつ、全労働者の数に占める当該合計数の割合が十分の二以上であるものの事業主であり、当該事業所の事業施設等の設置又は整備を行うものに対し、当該設置又は整備に要した費用の三分の二等を支給するものとする」と。

十一 試行雇用奨励金制度の改正

(一) 実習型試行雇用奨励金について、支給額を月額十万円とするとともに、支給する期間を六箇月とするものとする。

(二) 正規雇用奨励金を創設し、実習型試行雇用奨励金を受給した事業主であつて、実習型雇用終了後当該労働者と期間の定めのない労働契約を締結し、雇用保険の被保険者（ただし、一週間の所定労働時間が三十時間未満の者を除く。）として雇用したものに対して、当該労働契約締結の日から六箇月経過後及び十二箇月経過後にそれぞれ五十万円を支給するものとする。

十二 建設労働者緊急雇用確保助成金制度の改正

建設労働者緊急雇用確保助成金について、その支給期限を平成二十三年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までに延長するものとする。

十三 認定訓練助成事業費補助金制度の改正

都道府県が認定訓練助成金事業費に係る補助を行う対象者として、職業能力開発促進法第十三条に規定する職業訓練法人、中央職業能力開発協会、都道府県職業能力開発協会、一般社団法人、一般財団法人、法人である労働組合及びその他営利を目的としない法人を加えること。

十四 キャリア形成促進助成金制度の改正

(一) 訓練等支援給付金について、次のイからニまでのように改正すること。

イ 雇用する労働者が行う自発的職業能力開発に係る経費の負担又は職業能力開発休暇の付与を行う事業主への助成を中小企業事業主に対するものとする。及び自発的職業能力開発時間確保制度又は長期職業能力開発休暇制度を導入する事業主への助成を廃止すること。

ロ 新たに雇い入れた雇用保険の被保険者等（期間の定めのある労働契約を締結している労働者等を

除く。)に認定実習併用職業訓練又は有期実習型訓練を受けさせる中小企業事業主に対し、当該訓練の運営に要した経費の三分の一の額の助成等を行うものとする。

ハ 期間の定めのある労働契約を締結している労働者等に認定実習併用職業訓練又は有期実習型訓練を受けさせる事業主に対し、当該訓練の運営に要した経費の三分の一(中小企業事業主にあつては二分の一)の額の助成等を行うものとする。

ニ 訓練等支援給付金について訓練の運営に要した経費等に係る助成率を上乘せする等の暫定措置を廃止すること。

(二) 職業能力評価推進給付金及び地域雇用開発能力開発助成金を廃止すること。

十五 当分の間、事業主等の行う職業訓練の援助を行うための施設を設置し、及び運営する地方公共団体等に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うものとする等所要の改正を行うものとする。

第二 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

短時間労働者均衡待遇推進等助成金を均衡待遇・正社員化推進奨励金とし、有期契約労働者に対して医

師又は歯科医師による健康診断を実施する事業主を支給対象として追加すること。

第三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正

育児・介護雇用安定等助成金（短時間勤務制度の実施についての助成に係るものに限る。）のうち、常時百人以下の労働者を雇用する事業主に対する支給額について、子育て期に短時間勤務の制度を利用した被保険者が最初に生じた場合は七十万円、二番目から五番目までに生じた場合には五十万円に引き下げるものとする。

第四 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正

短時間労働者均衡待遇推進等助成金を均衡待遇・正社員化推進奨励金とし、次のとおり支給するものとする。

一 通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図るための措置として次のいずれかに該当する措置を実施する事業主に対して支給すること。

(一) 短時間労働者又は有期契約労働者（以下「短時間労働者等」という。）の能力又は職務の内容等に
応じた待遇について通常の労働者との同一の制度を整備していること。

(二) 短時間労働者等の通常の労働者への転換に関する制度を整備していること。

(三) 短時間正社員に関する制度を整備していること。

(四) 短時間労働者等に対し、通常の労働者との均衡を考慮した教育訓練を実施するための制度を整備していること。

(五) 短時間労働者等に対し、医師又は歯科医師による健康診断を実施するための制度を整備していること。

二 均衡待遇・正社員化推進奨励金の支給額は、次のとおりとすること。

(一) 一の措置を実施する場合は五十万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）

(二) 一二の措置を実施し、当該措置による制度の適用を受けた労働者が最初に生じた場合は三十万円（

中小企業事業主にあつては、四十万円）、二番目から十番目までに生じた場合は一人につき十五万円

（中小企業事業主にあつては、二十万円）（当該措置による制度の適用を受けた労働者が二番目から

十番目に生じた場合であつて、当該労働者が母子家庭の母等である場合は、一人につき二十五万円（

中小企業事業主にあつては、三十万円）

(三) 一(三)の措置を実施し、当該措置による制度の適用を受けた労働者が最初に生じた場合は三十万円(常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、四十万円)、二番目から十番目までに生じた場合は一人につき十五万円(常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、二十万円)(当該措置による制度の適用を受けた労働者が二番目から十番目に生じた場合であつて、当該労働者が母子家庭の母等である場合は、一人につき二十五万円(中小企業事業主にあつては、三十万円))

(四) 一(四)又は(五)の措置を実施し、当該措置による制度の適用を受けた労働者が生じた場合は三十万円(中小企業事業主の場合は四十万円)

第五 独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正

建設雇用改善助成金制度の改正

一 建設教育訓練助成金と建設業人材育成支援助成金とを統合し、建設教育訓練助成金とすること。

二 建設事業主雇用改善推進助成金と建設事業主団体雇用改善推進助成金とを統合し、建設雇用改善推進助成金とすること。

第六 その他

一 この省令は、平成二十三年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の六(二)については平成二十三年六月一日から、第一の一及び五については平成二十三年七月一日から、第一の七(三)から(六)までについては平成二十三年九月一日から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。